



(その1)

# 収 支 報 告 書

令和 3 年 分  
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) (さかたとらい21)

1 政治団体の名称 酒田TRY21

2 主たる事務所の所在地 山形県酒田市千石町1丁目12番34号

3 代表者の氏名 池田 一真

4 会計責任者の氏名 富樫 勇介

事務担当者の氏名  
富樫 勇介

(電話) 0234-22-7886

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類
区 分 <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
区 分 <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

### 1 収支の総括表

収 入 総 額	1,177,159 円
(前年からの繰越額)	415,356
(本年の収入額)	761,803
支 出 総 額	1,074,844
翌年への繰越額	102,315

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0 円
員 数	0 人

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0 円	
(うち特定寄附)	( 0 )	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	761,800	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	761,800	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	( 0 )	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	761,800	



(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
東北電力労働組合政治連盟	52,800 <sup>円</sup>	2021.1.12	宮城県仙台市青葉区立町20-1	伊藤 佳記	
Line21やまがた	700,000	2021.2.26	山形県山形市本町2丁目1番9号	伊藤 幹男	
この頁の小計	752,800				
その他の寄附	9,000				
合計	761,800				

(その13)

### 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		円
(1)人件費	0	
(2)光熱水費	0	
(3)備品・消耗品費	168,000	
(4)事務所費	34,500	
小計	202,500	
2 政治活動費		
(1)組織活動費	354,650	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	78,436	
ア機関紙誌の発行事業費	78,436	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	414,948	
(6)その他の経費	24,310	
小計	872,344	
合計	1,074,844	















(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			寄附・交付金(寄附金)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	6,618	2021.2.2	関井みきお後援会	山形県酒田市千石町1丁目12番34号	
寄附金	220,836	2021.2.22	関井みきお後援会	山形県酒田市千石町1丁目12番34号	
寄附金	46,239	2021.2.25	関井みきお後援会	山形県酒田市千石町1丁目12番34号	
寄附金	41,255	2021.8.31	関井みきお後援会	山形県酒田市千石町1丁目12番34号	
寄附金	100,000	2021.10.25	関井みきお後援会	山形県酒田市千石町1丁目12番34号	
この頁の小計	414,948				
その他の支出	0				
合計	414,948				



(その17)

## 資産等の状況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建 物 の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 賃 借 権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預 金 ( 普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。 ) 又 は 貯 金 ( 普 通 貯 金 を 除 く 。 )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸 付 先 ご と の 残 高 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 貸 付 金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 敷 金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取 得 の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借 入 先 ご と の 残 高 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 借 入 金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 22 日

政治団体の名称 酒田 TRY21

会計責任者の氏名 富樫 勇介

※ 代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。